

青少年育成島根県民会議規約細則

第1条 規約第5条第2項第3号に定める青少年育成関係機関は、次のとおりとする。

(国の機関)

・松江少年鑑別所 ・松江保護観察所 ・松江家庭裁判所

(県の機関)

・島根県 ・島根県教育委員会 ・島根県警察本部

(市町村の機関)

・島根県市長会 ・島根県町村会

第2条 規約第5条第4項の規定に基づき、この会議への加入及び脱会については、次のように定める。

- (1) この会議に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) この会議を脱会しようとするものは、理由を付して会長に脱会届を提出しなければならない。
- (3) 規約第19条別表に掲げる会費・賛助会費を2年間継続して納入しなかったものは、脱会したものとする。

第3条 規約第10条第5項の規定に基づき、事業部会に関し必要な事項については、次のように定める。

- (1) 事業部会は、部会長がこれを招集する。
- (2) 事業部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- (3) 部会長は、事業部会において議決した事項については、企画運営委員長に報告するものとする。

第4条 規約第16条第3項の規定に基づき、事務局職員については、次のように定める。

- (1) 事務局に次の職員を置く。
事務局長1名 事務局次長 若干名 書記 若干名
 - ① 事務局長は、局務を掌理する。
 - ② 事務局次長は、事務局長を補佐し局務を掌理する。
 - ③ 書記は、上司の命を受けて事務の庶務に従事する。

(附 則)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。